

アジア経済研究所賛助会会員規約

<第1章 総則>

第1条(本会員規約の範囲)

本規約は、独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所(以下「アジア経済研究所」とします。)の各種活動を幅広くご支援・ご賛同いただくとともに、その研究成果を最大限にご利用いただくための会員制度「アジア経済研究所賛助会」のサービスを、本会員制度の会員(以下「会員」とします。)に提供する際に適用します。

第2条(会員)

アジア経済研究所の指定する手続きに基づき、本規約を承諾の上、アジア経済研究所の会員制度への入会を申し込み、アジア経済研究所が承認したものを会員といたします。会員登録時の審査結果によっては会員登録をお断りする場合もあり、会員登録ができなかったことによる利用者の損失などにつきましては、アジア経済研究所は一切の責任を負いません。

2 会員には、正会員と個人利用会員の区分を設けます。個人利用会員は、18歳以上でかつ日本国内に住所のある個人に限ります。

第3条(サービス)

アジア経済研究所は、会員に対し、以下のサービスを提供します。

一 正会員

- ア アジア経済研究所の研究成果をまとめた出版物の送付
- イ アジア経済研究所出版物アーカイブ、アジア動向データベースをオンラインで提供(IPアドレス要登録)
- ウ アジア経済研究所の出版する有料出版物の割引
- エ アジア経済研究所図書館が所蔵する一般図書の貸出
- オ アジア経済研究所の講演会、セミナーなどへの案内
- カ アジア経済研究所の各種料金などの割引

二 個人利用会員

- ア 「アジア研ワールド・トレンド」(月刊誌)及びアジア研選書などの出版物1部
- イ アジア経済研究所の出版する有料出版物の割引
- ウ アジア経済研究所図書館が所蔵する一般図書の貸出
- エ アジア経済研究所の講演会、セミナーなどへの案内
- オ アジア経済研究所の各種料金などの割引

2 日本国内に住所のない正会員は、前項のサービスのうち第一号アからウおよびカのサービスのみを享受できるものとします。また、出版物の送付について、別に定める送料、手数料をお支払い頂くものとします。

第4条(サービスの一時的な中断)

アジア経済研究所は次に該当する場合には、会員に事前に連絡することなく、一時的にサービスの提供を中断する場合があります。この場合、アジア経済研究所は可能な限り速やかにサービスを復旧するよう努力いたしますが、中断期間に相当する会費の返還は行わないものとします。

- 一 システムの保守、点検整備、サーバー運用上のトラブルに伴うサービス提供の中断
- 二 火災、停電などによりサービスの提供ができなくなった場合
- 三 地震、噴火、洪水、津波などの天災によりサービスの提供ができなくなった場合
- 四 戦争、暴動、争乱、労働争議などによりサービスの提供ができなくなった場合
- 五 その他、運用上、技術上サービスの提供の一時的な中断を必要と判断した場合

第5条(本会員規約の変更)

アジア経済研究所は、将来にわたって、サービス内容及び料金を含め、本規約の一部を変更することがあります。この場合には、サービスの提供条件は、変更された本規約において規定するところによるものとします。

2 本規約を変更するときは、アジア経済研究所はその内容を文書で会員に通知します。会員は、当該通知が行われた日に変更された本規約に合意したものとみなされます。

<第2章 入会申し込みと契約>

第6条(申し込み)

「アジア経済研究所賛助会」に入会を希望するものは、所定の入会申込書に必要事項を記入の上アジア経済研究所に提出し、入会を申し込みます。

第7条(入会申し込みの不承認)

以下の行為が認められた場合、入会申し込みを承認しないことがあります。

- 一 入会申し込みの際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、記入漏れのあった場合
- 二 入会申し込み後一定の期間を経過しても、会費の支払いがない場合
- 三 過去に日本貿易振興機構の運営する会員制度(ジェトロ・メンバーズ、農水産情報研究会、中国経済情報研究会、アジア経済研究所賛助会)から会員資格を取り消されたことがある場合
- 四 その他、アジア経済研究所が会員契約を結ぶことを不適当と判断した場合

第8条(会費等の納入)

会費は原則として、アジア経済研究所発行の請求書による前納一括払いとします。

第9条(会費等の払い戻し)

会員が既に納入した会費などについては、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとします。第4条の場合にも同様とします。

第10条(有効期間)

本規約に基づく契約期間は、アジア経済研究所が入会申し込みを承諾し、サービスの提供を開始した日から当該年度(4月～3月)末までとします。

2 個人利用会員に限り、アジア経済研究所が申し込みを承諾し、サービスの提供を開始した日から当該年度末までの期間が6ヵ月に満たない場合は、年会費の半額を申し受けます。

3 年度終了の日の1週間前までに、会員又はアジア経済研究所から相手方に対し書面による特段の意思表示が無い場合には、更に契約期間を1年間ずつ自動更新するものとし、以後も同様とします。

第11条(サービスの開始)

入会の申し込み以降、アジア経済研究所が指定する日時よりサービスの提供を開始します。

2 個人利用会員について、アジア経済研究所が申し込みを承諾し、サービスの提供を開始した日から当該年度末までの期間が6ヵ月に満たない場合の「アジア研ワールド・トレンド」(月刊誌)については、サービスを提供した日以前に発行されたものを含めて当該年度の10月以降発行分を送付します。

第12条(設備その他)

サービスの利用に必要な通信回線、通信機器、コンピュータ、ソフトウェアなどは、全て会員の負担において準備するものとします。

第 13 条(IP アドレスの登録と管理)

第 3 条第 1 項第一号イにある IP アドレスについて、会員は登録された IP アドレスからのみ出版物などのダウンロードができます。会員は、会員所有の IP アドレスのみを登録するものとし、アジア経済研究所は会員の必要数を登録します。登録 IP アドレスは会員の責任において管理するものとし、アジア経済研究所は、会員がこれを第三者に使用されたことによって会員が被る損害について一切責任を負わないものとし、

2 アクセス状況について、アジア経済研究所は適宜チェックをする権限を有するものとし、

第 14 条(変更の届け出)

会員は、その名称、住所、連絡先、IP アドレスなどアジア経済研究所への届け出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の変更手続を行うものとし、

2 会員が第 1 項の変更申し込みをしなかったことにより不利益を被った場合でも、アジア経済研究所はその責任を一切負わないものとし、

第 15 条(退会)

会員は、アジア経済研究所所定の手続により、退会することができます。ただし、未払いの会費などがある場合には、会員は、退会後もアジア経済研究所に対する未払い分の支払いを免れないものとし、

第 16 条(サービスの停止)

会員が会費などの支払いを遅延した場合、アジア経済研究所は会員に事前に通知することなく、第 3 条におけるサービスの全部又は一部を停止することができるものとし、

第 17 条(会員資格の取り消し)

アジア経済研究所は、会員が次の各号の一つに該当すると認められた場合、会員たる資格を取り消すことができるものとし、

- 一 日本貿易振興機構の名誉を著しく傷つける行為、又は会員としての品位を損なう行為があったと日本貿易振興機構が認めた場合
- 二 会費の支払いが年度開始日より 3 ヶ月以上遅滞した場合、ただし予め書面により許可を得た場合を除く
- 三 法令若しくは公序良俗に反する行為を行った場合
- 四 本規約又はその他アジア経済研究所が定める規約に違反した場合
- 五 その他、日本貿易振興機構が会員として不相当と認める相当の事由が発生した場合

<第 3 章 著作権>

第 18 条(著作権)

サービスによって提供される情報の著作権はアジア経済研究所に帰属します。

第 19 条(情報の二次利用)

サービスによって提供される情報を、複製、編集、加工、発信、販売、出版その他いかなる方法においても、著作権法に違反して使用することを禁止します。

<第 4 章 一般条項>

第 20 条(個人情報の取扱い)

アジア経済研究所は、会員より申し込み時に提供された個人情報を、日本貿易振興機構が定める個人情報保護方針に沿って、サービスの提供を目的とする場合にのみ使用するものとし、

第 21 条(損害賠償)

日本貿易振興機構は、サービスの内容、提供の中断、提供中の事故などによって、直接または間接的に生じた会員又はそれ以外の第三者の損害については、その内容、方法の如何にかかわらず賠償の責任を負わないものとします。

2 会員はサービスの利用に基づく第三者との損害賠償請求などの訴訟に日本貿易振興機構を当事者などとして関与させないことに同意するものとします。

3 会員が本規約に反した行為、又は不正若しくは違法な行為によって日本貿易振興機構に損害を与えた場合、日本貿易振興機構は当該会員に対して損害賠償の請求ができるものとします。

第 22 条(適用法)

アジア経済研究所がサービスの提供に際して適用する法律は日本の国内法とします。

第 23 条(専属的合意管轄裁判所)

日本貿易振興機構と会員の間で、訴訟の必要が生じた場合、日本貿易振興機構の本部所在地を管轄する裁判所を日本貿易振興機構と会員の専属的合意管轄裁判所とします。

附則 本会員規約は、平成 24 年 4 月 1 日より実施します。